

鹿角市障害福祉サービスガイドブック

<障がい者・障がい児の皆さんとご家族の皆さんへ>



鹿角市 福祉課

平成28年11月作成

目次

1	はじめに	1 ページ
2	障害福祉サービス利用までの流れ	2 ページ
3	障害福祉サービスの種類と内容	5 ページ
	(1) 訪問系サービス	5 ページ
	(2) 日中活動系サービス	9 ページ
	(3) 居住系サービス	12 ページ
	(4) 相談系サービス	13 ページ
4	障害福祉サービスの利用料・受給者証	15 ページ
	(1) 利用者負担の上限額	15 ページ
	(2) 受給者証の更新手続き	17 ページ
5	障がい児向け障害福祉サービス利用までの流れ	18 ページ
6	障がい児向け障害福祉サービスの種類と内容	19 ページ
7	障がい児向け障害福祉サービスの利用料・受給者証	21 ページ
	(1) 利用者負担の上限額	21 ページ
	(2) 受給者証の更新手続き	23 ページ

資料 障害福祉サービス事業所一覧（鹿角市内）

1 はじめに

このガイドブックは、障がいのある方やご家族の方などに活用していただけるよう作成しました。障害福祉サービスの内容や利用方法を紹介していますので、障害福祉サービスのご利用に役立てていただければ幸いです。

なお、障害福祉に関する国の法令や制度は、随時改正や変更が行われていますので、サービスの内容や手続きについても変更されることがあります。実際のサービスの利用の際は、最新の情報をご確認ください。

また、障害福祉サービス事業所の案内一覧も掲載していますので、事業所を利用する時の参考にしてください。

(内容が変更になっている場合もありますので、ご利用の際は直接事業所へお問い合わせください。)

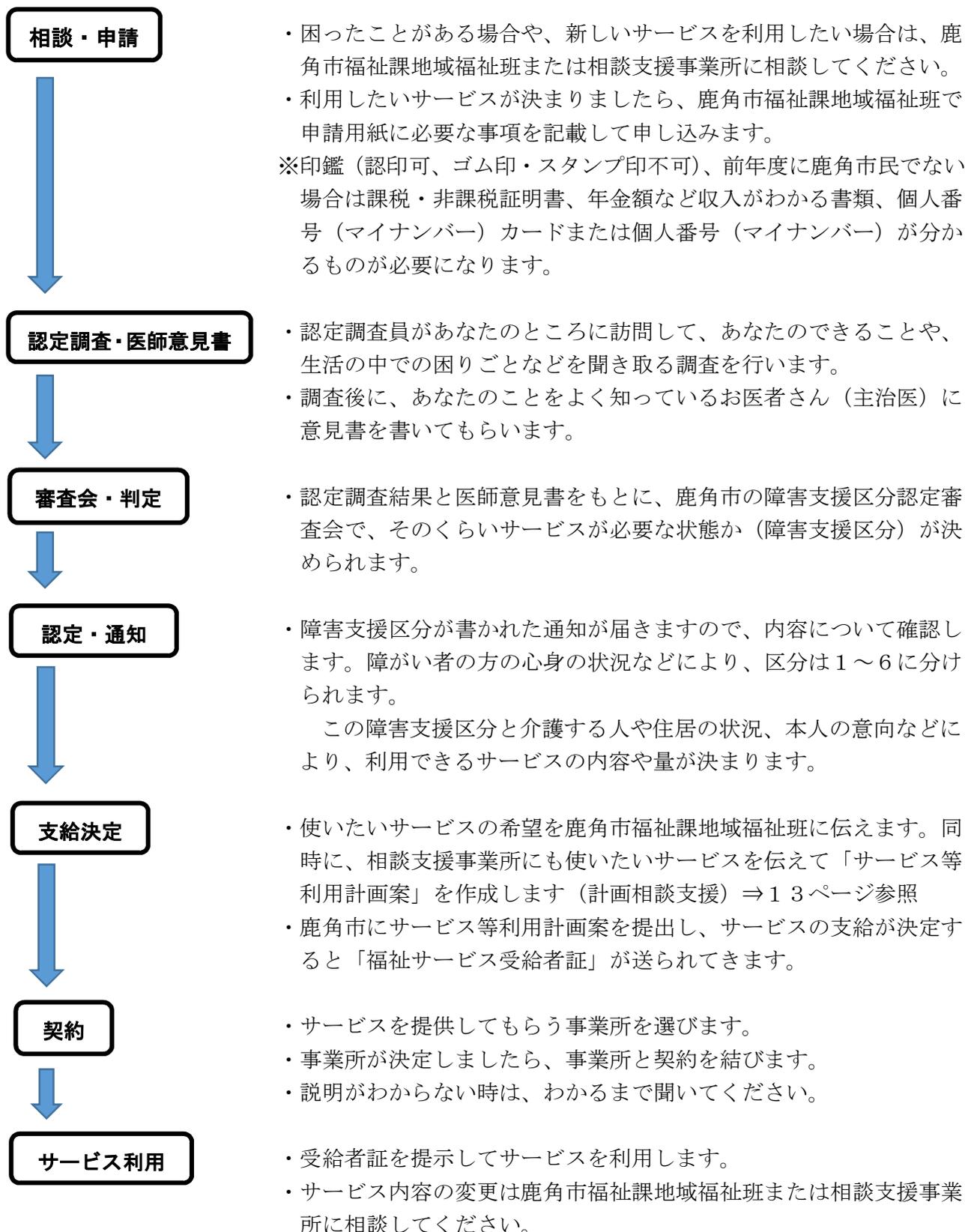


障がいをお持ちの皆さんの生活に、この「鹿角市 障害福祉サービスガイドブック」をお役立てください。

きりたんぼ発祥の地

鹿角市イメージキャラクター たんぼ小町ちゃん

2 障害福祉サービス利用までの流れ（介護給付の場合）



障害支援区分と利用できるサービスのめやす

非該当

居宅介護や施設入所などの介護給付は利用できません。身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援（自立訓練・グループホーム・就労継続支援・就労移行支援）は障害支援区分認定調査を受けると利用可能です（調査を省略する場合があります。）

障害支援区分 1 以上

居宅介護や短期入所の利用が可能です。



障害支援区分 2 以上

居宅介護の一部である通院介助（身体介護有）や視覚障害をお持ちの方は同行援護の利用が可能です。

障害支援区分 3 以上

知的障害または精神障害により行動上著しい障害をお持ちの方で常時介護を必要とする方に、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を提供する行動援護の利用が可能です。



障害支援区分 4 以上

施設入所支援の申し込みが可能となります。

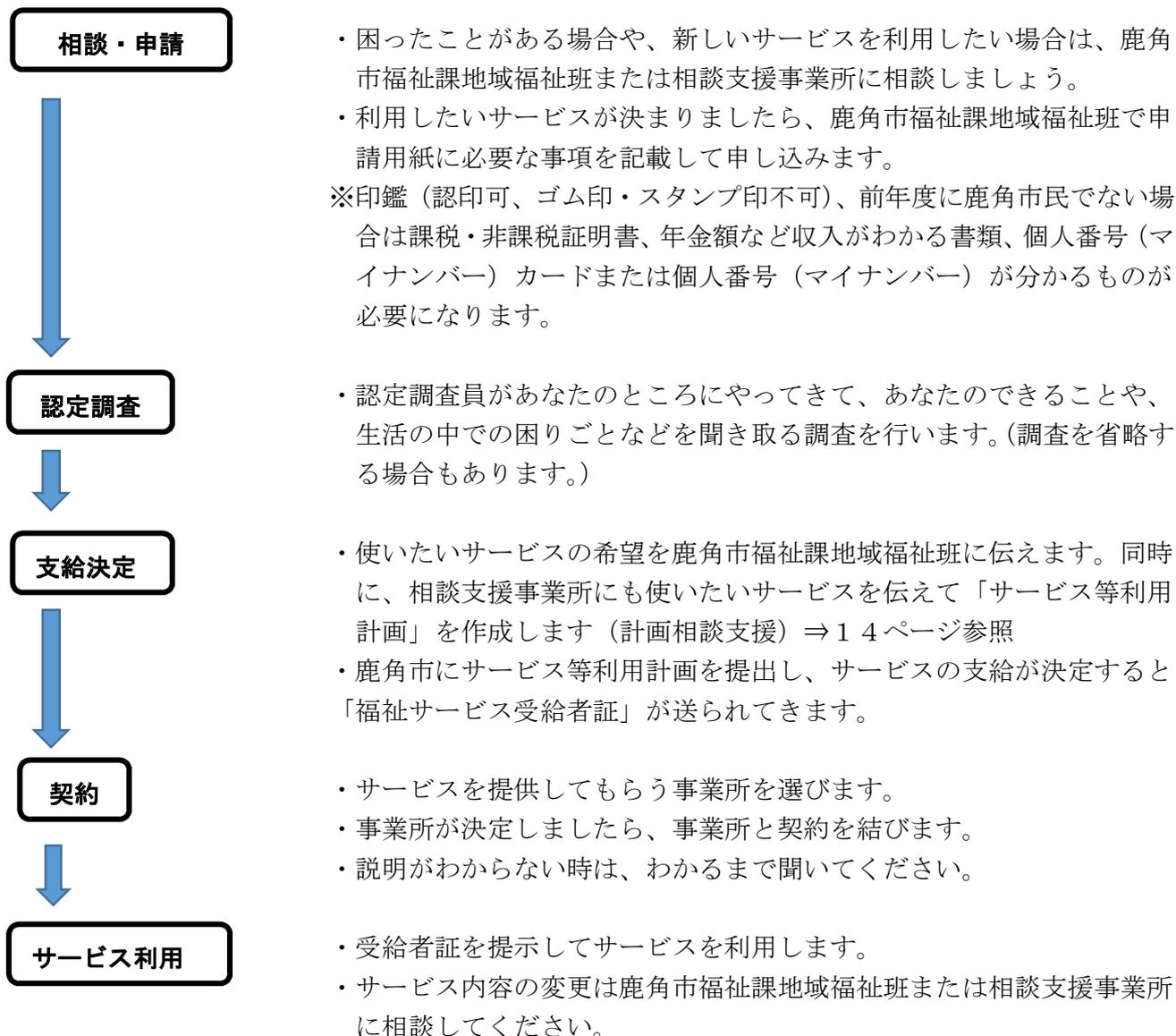
障害支援区分 5 以上

医療を要する障がい者の方で常時介護を必要とする方に、療養上の管理・看護・医療管理に下における介護及び日常生活上のお世話をする療養介護の申し込みが可能です。

障害支援区分 6 以上

障害の種別にもよりますが、ほとんどのサービスの利用が可能です。
(注意：一部障害種別により利用できないサービスもあります。)

障害福祉サービス利用までの流れ（訓練給付の場合）



3 障害福祉サービスの種類と内容

(1) 訪問系サービス

ヘルパーに自宅に訪問してもらい（または外出に同行して）、支援を受けます。利用したいサービスを提供している事業所に連絡をとり、契約を結んで利用することになります。（別添「障害福祉サービス事業所一覧」をご参照ください。）

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
1. 身体介護 ＜居宅介護＞	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●利用できる方：障害支援区分1以上の方

●サービスの内容：ヘルパーが自宅を訪問し、食事の介助や着替え・入浴・排泄・寝返りなどの日常生活を行うのに必要な支援を行います。

主な例1…利用者の食事・入浴時の洗体・排泄・着替え・起床や寝返りの際の介助（お手伝い）

主な例2…利用者の身体の整容（身なりの整え）や服薬（薬を飲む）・水分補給の際の介助（お手伝い）

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
2. 家事援助 ＜居宅介護＞	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●利用できる方：障害支援区分1以上の方

●サービスの内容：ヘルパーが自宅を訪問し、日常的な掃除・洗濯・調理や生活用品の買い物を支援します。サービスを利用する方以外の家族の利用や、大掃除など日常的ではな家事については利用できません。

主な例1…ヘルパーが利用者の自宅を訪問し、日常的な掃除・洗濯・調理を行う。

主な例2…ヘルパーが利用者の自宅を訪問してから、必要な生活用品の買い物をする。

注意…下記のような場合は、必ず鹿角市福祉課地域福祉班または相談支援事業所に相談してください。

- ・ヘルパーに服薬している薬を受け取ってほしい：ヘルパーが、本人が服薬している薬の受け取りも可能ですが、本人が受診して医師から交付された処方箋により、ヘルパーが薬局に薬を受け取りに行く場合に限りです。
- ・ヘルパーに育児の手伝いをしてほしい：ヘルパーの育児支援については、育児中の障がい者（親）が対象です。本来、家庭で行うべき養育を代替えるものであるため、利用者（親）・子ども・家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
3. 通院等介助 （身体介護あり、 身体介護なし） ＜居宅介護＞	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●利用できる方：障害支援区分1以上の方（身体介護ありの場合は区分2以上の別条件あり）

●**サービスの内容**：ヘルパーが病院への通院に同行し、車の乗り降り・受付・院内での介助を行います。院内でトイレ介助や歩行の補助などの支援が必要な方は「身体介護あり」、必要でない方は「身体介護なし」となります。なおヘルパーが、本人が診察（治療）を受けている時間や病院での待ち時間などは、原則 通院等介助の対象外です。また、ヘルパーの同行の際の詳細な内容はヘルパー事業所に必ず確認してください。

主な例1…ヘルパーが利用者の定期的に通院している病院への通院に同行し、受診の手続きをする。

主な例2…病院内でトイレ介助や歩行の補助などの支援が必要な方は「身体介護あり」として、ヘルパーが介助（お手伝い）をする。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
4. 通院等乗降介助 ＜居宅介護＞	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：障害支援区分1以上の方

●**サービスの内容**：ヘルパーが病院への通院の際に、車の乗り降りや受付を介助します。院内での介助は含まれません。なお、目安として通院等乗降介助の前後に連続して30分程度以上の身体介護を行う場合は、通院等介助になります。

主な例1…ヘルパーが利用者の定期的に通院している病院への通院の際、車の乗り降りや院内での移動をヘルパーが介助（お手伝い）をする。

主な例2…ヘルパーが利用者の定期的に通院している病院での受診の手続きをする。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
5. 重度訪問介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方（①～③すべてに該当する方）**：

①障害支援区分4以上の方。

②サービスの提供時間が長時間必要な方（1日につき3時間超の利用が基本となります）。

③認定調査で歩行・排泄などに支援が必要であると判断された方。

●**サービスの内容**：体に重い障がいがあり、日常生活や身の回りのこと全般に対して常に介護が必要な方へ、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介助・見守り・外出するときの支援などを行います。おおむね1日3時間以上の介護が必要な方の支援になります。

主な例1…利用者の食事・入浴時の洗体・排泄・着替え・起床や寝返り身体の整容（身なりの整え）や服薬（薬を飲む）・水分補給の際の介助（お手伝い）。

主な例2…ヘルパーが利用者の自宅を訪問して、日常的な掃除・洗濯・調理を行う。

主な例3…ヘルパーが利用者の自宅を訪問してから、必要な生活用品の買い物をする。

主な例4…ヘルパーが利用者のコミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助、外出時における移動中の介護を行う。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
6. 行動援護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方（①～③すべてに該当する方）**：

①知的障害者または精神障害者の方。

②障害支援区分3以上の方。

③危険を回避することができず、一人で外出することが困難など、認定調査で必要性が判断された方。

●**サービスの内容**：一人での外出が困難な方に対して、原則1日間の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等の社会参加のための外出として、ヘルパーがご自宅を訪問してから、移動中の付き添い・誘導や、排泄・食事の介助などの身の回りの支援を行います。なお、通勤・通学、営業活動等の直接的に利益を伴う経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出、布教活動としての宗教活動やいわゆる選挙運動としての政治活動は対象外です。

主な例1…利用者の不定期の通院・美容院や理容店の利用・金融機関での生活費の払出・冠婚葬祭やお墓参りの外出の際の介助（お手伝い）。

主な例2…利用者の余暇活動やサークル活動の参加するため、選挙の投票のための外出の際の介助（お手伝い）。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
7. 同行援護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 なし ※身体的な介護の必要な方は区分認定が必要です。

●**利用できる方（①または②に該当する方）**：

①身体障害者手帳（視覚障害）3級以上をお持ちの方。

②夜盲症であることが医師意見書により確認できる方。

※視力や視野についての状況を申請時にお聞きします。

※歩行や移動、排泄などに介助の必要な方は障害支援区分2以上の方。

●**サービスの内容**：視覚障害により外出時に介助が必要な方に対して、原則1日間の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等の社会参加のための外出として、ヘルパーがご自宅を訪問してから、ヘルパーが移動中や目的地において歩行の支援・声かけ・書類の読み書きなどを支援します。なお、通勤・通学、営業活動等の直接的に利益を伴う経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出、布教活動としての宗教活動やいわゆる選挙活動としての政治活動は対象外です。

主な例1…利用者の不定期の通院・美容院や理容店の利用・金融機関での生活費の払出・冠婚葬祭やお墓参りの外出の際の介助（お手伝い）。

主な例2…利用者の余暇活動やサークル活動に参加するため、選挙の投票のための外出の際の介助（お手伝い）。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
8. 移動支援	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方（①または②に該当する方）**：

①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体介護を必要としない方。

②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体介護を必要とする方で、次の（1）（2）のいずれにも該当する方。

- (1) 障害支援区分が2以上である。
- (2) 障害支援区分認定調査項目のうち、次のいずれか1つに認定されている。
 - (一) 歩行「全面支援」
 - (二) 移乗「見守り等」、「部分支援」又は「全面支援」
 - (三) 移動「見守り等」、「部分支援」又は「全面支援」
 - (四) 排尿「部分支援」又は「全面支援」
 - (五) 排便「部分支援」又は「全面支援」

●**サービスの内容**：外出することが一人では困難な方に対して、原則1日間の範囲内で用務を終える社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等の社会参加のための外出として、ヘルパーが移動中や目的地において、歩行・食事・排泄の介助などの支援を行います。なお、通勤・通学、営業活動等の直接的に利益を伴う経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出、布教活動としての宗教活動やいわゆる選挙活動としての政治活動は対象外です。また、前述の行動援護や同行援護が該当になる方は、そちらが優先されます。

主な例1…利用者の不定期の通院・美容院や理容店の利用・金融機関での生活費の払出・冠婚葬祭やお墓参りの外出の際の介助（お手伝い）。

主な例2…利用者の余暇活動やサークル活動に参加するため、選挙の投票のための外出の際の介助（お手伝い）。

主な例3…利用者の通勤・通学先へ通うための交通手段や経路の確認のための外出の際の介助（お手伝い）。

●**1か月当たりの利用上限**

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出における個別の移動支援 10時間
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出における個別の移動支援 20時間
- (3) 保護者の就労等保護者の都合により障がい児者の通所通学につき添うことができない場合における個別の移動支援 46回

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
9. 訪問入浴	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方（①と②と③に該当する方）**：

- ①ヘルパーの介助（身体介護）を利用して、自宅の浴槽で入浴が利用できない方。
- ②生活介護での入浴ができない方。
- ③市内に居住する65歳未満で、健康上入浴に支障がないと医師が認めた方。

●**サービスの内容**：ご自宅の浴槽が利用できない方や、生活介護で入浴ができない方に対し、自宅に専用の浴槽を搬入して、ヘルパーが入浴の介助を行います。身体介護や生活介護の利用が優先されます。

主な例…ヘルパーが移動入浴車で利用者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介助（お手伝い）。

(2) 日中活動系サービス

主に日中事業所に通い、生産活動や社会参加、仕事や作業などの訓練を受けることができます。事業所ごとに内容が違いますので、まずは直接事業所に見学や利用について相談してください。どんな事業所がよいかわからない場合は、鹿角市福祉課地域福祉班または相談支援事業所へ相談することもできます。(別添「障害福祉サービス事業所一覧」をご参照ください。)

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
1. 就労移行支援	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：65歳未満の方で、以下のような方

- ・自分一人では働くことが難しく、訓練や就職先の紹介が必要な方。

※あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許をとり、働くことを希望する方には養成施設もあります。

●**サービスの内容**：企業などに就職することができると思込まれる方に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は、事業所ごとに違います。

主な例1…利用者は様々な生産活動、一般企業での職場体験（施設外就労含む）などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。

主な例2…事業所は、求職活動に関する支援、利用者の適正に応じた職場の開拓や就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

●**初めて利用する時**：その方にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始からの一定期間は暫定利用（おためし利用）となります。暫定利用のあと、継続するかどうか事業所と相談します。

●**利用できる期間**：標準的な期間は2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間または5年間）で、1年ごとに支給を決定します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
2. 就労継続支援A型	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：企業などに就職することが難しい65歳未満の方で、以下のような方。

- ・就労移行支援を利用したが、企業などの就職に結びつかなかった方。
- ・企業などを退職したなど働いた経験のある方で、現在は働いていない方。

●**サービスの内容**：企業などに就職することが難しい方に対し、雇用契約を結び、生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は、事業所ごとに違います。

主な例…利用者は、雇用契約を結んで、事業所での様々な生産活動、一般企業での職場体験（施設外就労含む）などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。

●**初めて利用する時**：その人にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始からの一定期間は暫定利用（おためし利用）となります。暫定利用のあと、継続するかどうか事業所と相談します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
3. 就労継続支援B型	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：企業などに就職することが難しい方で、以下のような方。

- ・働いた経験のある方で、年齢や体力の面で企業などに就職することが難しくなった方。
- ・就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適していると判断された方。
- ・50歳以上の方や障害基礎年金1級を受給している方。

●**サービスの内容**：生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。作業の内容は事業所ごとに違います。

主な例…利用者は、雇用契約を結ばないで、事業所での様々な生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
4. 自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：身体障害があり、身体の機能の維持・回復などの支援が必要な、以下のような方。

- ・入所施設や病院から地域生活へ移る方。
- ・特別支援学校を卒業し、地域生活をする方。

●**サービスの内容**：身体障害のある方に、事業所に通ってもらうか自宅を訪問するなどして、理学療法や作業療法、リハビリテーション、生活に関する相談などの支援を行います。

主な例…利用者は、事業所に通うか自宅を訪問するなどして、理学療法や作業療法、リハビリテーション、生活に関する相談などの支援を受けます。

●**初めて利用する時**：その人にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始からの一定期間は暫定利用（おためし利用）となります。暫定利用のあと、継続するかどうか事業所と相談します。

●**利用できる期間**：標準的な期間は1年6か月（頸髄損傷による麻痺のある方は3年間）で、1年ごとに支給を決定します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
5. 自立訓練 (生活訓練)	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：知的障害か精神障害があり、生活能力の維持・向上のための支援が必要な、以下の方。

- ・入所施設や病院から地域生活へ移る方。
- ・特別支援学校を卒業した方や、継続して通院し病状の安定している方などで、地域生活をする方。

●**サービスの内容**：知的障害か精神障害のある方に、事業所に通ってもらうか自宅を訪問するなどして、自立した生活を送るために必要な訓練、生活に関する相談などの支援を行います。

主な例…利用者は、事業所に通うか自宅を訪問するなどして、入浴・排せつ・食事等に関する自立した生活を送るために必要な訓練、生活に関する相談などの支援を受けます

●**初めて利用する時**：その人にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始からの一定期間は暫定利用（おためし利用）となります。継続するかどうかは事業所と相談します。

●**利用できる期間**：標準的な期間は2年間（長期入院していた方などは3年間）で、1年ごとに支給を決定します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
6. 宿泊型自立訓練	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：知的障害か精神障害があり、日中は仕事や障害福祉サービスを利用し、地域移行に向けて住む場所を提供して支援する必要がある方。

●**サービスの内容**：住む部屋を提供し、家事などの日常生活能力を高めるための支援や相談を行います。

主な例…利用者は、住む部屋の提供を受けながら、健康管理や入浴・整容・着替え等に関する自立した生活を送るために必要な訓練、生活に関する相談などの支援を受けます。

●**初めて利用する時**：その人にとって支援を継続することが適しているか判断するために、利用開始からの一定期間は暫定利用（おためし利用）となります。継続するかどうかは事業所と相談します。

●**利用できる期間**：標準的な期間は2年間（長期入院していた方などは3年間）で、1年ごとに支給を決定します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
7. 生活介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：常時介護などの必要な、以下のような方。

- ・50歳未満の方は、障害支援区分が3以上（施設入所をする場合は4以上）
- ・50歳以上の方は、障害支援区分が2以上（施設入所をする場合は3以上）

●**サービスの内容**：施設や事業所で、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・洗濯などの家事、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助、生活に関する相談などの支援を受けます。

主な例…利用者は、施設や自宅から事業所へ通いながら、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・洗濯などの家事、創作的活動や生産活動の機会の提供を受けます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
8. 地域活動支援センター	地域生活支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方**：身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている者。

●**サービスの内容**：創作的活動や生産活動、社会との交流を図るなどの機会の提供を行います。利用する方の障害の内容や、活動の内容は地域活動支援センターごとに違います。詳しくは、鹿角市福祉課地域福祉班に相談してください。

主な例…利用者は、自宅から事業所へ通いながら、創作的活動や生産活動、社会との交流を図るなどの機会の提供を受けます。



(3) 居住系サービス

入所施設や共同生活をおくる住まいの場で、支援を受けることができます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
1. 短期入所	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：障害支援区分1以上の方。

●**サービス内容**：介護する人が病気などで不在になる短期間、施設で入浴・排泄・食事の介助などの、身の回りの介護を行います。事前に利用希望施設の見学や相談をしておく、いざ利用することになったときにスムーズです。

主な例…利用者は、介護する人が病気などで不在になる短期間、施設で入浴・排泄・食事の介助などの、身の回りの介護を受けます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
2. 施設入所支援	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：生活介護利用者で、障害支援区分4以上の方。（50歳以上の場合は区分3以上）

●**サービスの内容**：施設に入所し、入浴・排泄・食事の介助などの身の回りの介護を行います。利用する施設には事前の申し込みが必要です。詳しくは、鹿角市福祉課地域福祉班に相談してください。（※事前に入所希望施設の見学や相談をしていただくことが望ましいです。）

主な例…利用者は施設に入所し、入浴・排泄・食事の介助などの身の回りの介護の提供や生活相談の支援を受けます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
3. 共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：障害支援区分1以上の方。

●**サービス内容**：共同生活を行う住居において、食事の提供や日常生活の助言・相談を行います。利用するには事前の申し込みが必要です。詳しくは、鹿角市福祉課地域福祉班に相談してください。（※事前に入居希望先の見学や相談をしていただくことが望ましいです。）

主な例…利用者は共同生活を行う住居に入居し、食事の提供や日常生活の助言・相談の支援を受けます。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
4. 療養介護	介護給付	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**（①または②に該当する方）：

①障害支援区分6以上で、気管切開により人工呼吸器を使用している方。

②障害支援区分5以上の方で、進行性筋萎縮症または重度心身障害がある方。

●**サービスの内容**：常に医療が必要な方に、病院で療養上の医療的管理や、身の回りの介護を行います。

主な例…常に医療が必要な利用者に、病院で療養上の医療的管理や、身の回りの介護を受けます。

(4) 相談系サービス

困りごとの相談や、サービスを利用する時の計画作成の支援を受けることができます。

鹿角市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が相談にのります。(相談支援専門員とは、相談支援事業所で働く人で、障がいのある人の支援や計画作成について研修を受けた人です。)

また、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス利用計画の作成および鹿角市福祉課地域福祉班への提出が必要です。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
1. 計画相談支援	相談支援	認定調査 必要時	区分認定 必要時

●**利用できる方**：障害福祉サービスを利用する方で、以下のような方。

- ・自分または家族でサービス等利用計画を立てることがむずかしく、相談支援専門員に計画作成を頼みたい方。
- ・サービスの利用が初めてでよくわからないなど、サービス事業所を選ぶのがむずかしい方。
- ・サービスの利用や日常生活について、継続して相談したい方。

●**サービスの内容**：相談支援専門員が自宅を訪問するなどして、困っていることや利用したいサービス、生活の希望や目標などについて話し合い、サービス等利用計画を立てるお手伝いをします。そのために必要な情報の提供や、サービス事業所との調整なども行い、利用後は定期的に状況を確認したり、相談対応などを支援します。

主な例1…障害福祉サービスを利用する方で、自分または家族でサービス等利用計画を立てることがむずかしく、相談支援専門員に計画作成を頼みたい方。または、サービスの利用が初めてでよくわからないなど、サービス事業所を選ぶのがむずかしい方。

主な例2…サービスの利用や日常生活について、継続して相談したい方。

●**支援を受けるにあたって**：初めて障害福祉サービスを利用する方で、どの相談支援事業所を選ぶか迷う場合は、鹿角市福祉課地域福祉班に相談することができます。

そして、相談支援事業所が、サービスをどのように利用するかを記載した「サービス等利用計画」を鹿角市福祉課地域福祉班へ提出します。

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
2. 地域相談支援 (移行支援)	相談支援	認定調査 あり	区分認定 あり

●**利用できる方**：地域での生活へ移行するために支援が必要な、以下のような方。

- ・障害者支援施設に入所している方。
- ・療養介護を行う病院に入院している方。
- ・精神科病院（病棟）に1年以上入院している方や、支援を受けないと入院が長引く可能性のある方。

●**サービスの内容**：相談支援専門員などが、地域での生活や活動の希望などをお聞きしながら相談にのります。具体的には、住む場所や通う場所を一緒に探したり、施設や病院から一緒に外出するなどの支援をします。

主な例…利用者は相談支援専門員などとともに、地域での生活や活動の希望などを相談しながら、具体的に住む場所や通う事業所を一緒に探したり、施設や病院から一緒に外出するなどの支援を受けます。

●**利用できる期間**：標準的な期間は6か月以内（地域生活へ移行できると見込める方については延長することもあります。）

サービスの名称	サービスの種別	認定調査の有無	区分認定の有無
3. 地域相談支援 （定着支援）	相談支援	認定調査 あり	区分認定 なし

●**利用できる方**：地域生活を続けるために、常時の連絡体制や緊急の事態などの時に相談や支援の必要な、以下のような方。

（グループホーム・宿泊型自立訓練施設に入居している方は対象になりません。）

- ・地域で一人暮らしをし、緊急時の支援が受けられない方
- ・家族と一緒に暮らしていても家族に障がいや病気があり支援を受けられない方
- ・病院や施設を出て地域での生活を始めた方や、実家から自立し一人暮らしを始めた方
- ・地域生活が不安定な方

●**サービスの内容**：相談支援専門員などがいつでも相談にのれるような体制や、緊急時の支援体制をとります。

主な例…利用者の地域生活を定着・安定させるために、いつでも生活や活動などの相談に、相談支援専門員などが対応し、また緊急時の支援を受けます。

●**利用できる期間**：標準的な期間は1年以内（地域生活を続けるため支援が必要な方については延長することもあります。）



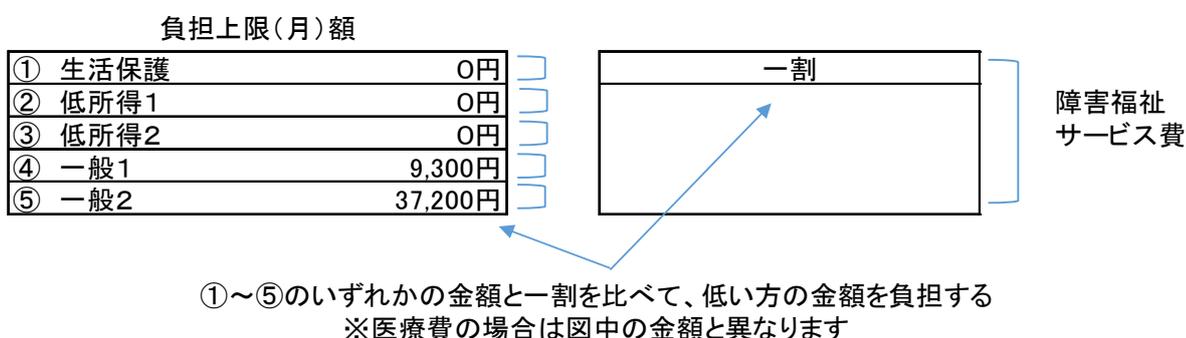
4 障害福祉サービスの利用料・受給者証

(1) 利用者負担の上限額

障害福祉サービスの利用にあたり、サービス料をお支払いいただく場合があります。この「サービス料」を「利用者負担」と呼んでいます。「利用者負担」は、所得に応じて上限が設定されています。

これを「負担上限（月）額」と呼び、この「負担上限（月）額」と障害福祉サービスの費用の一角に相当する額を比較し、低い方の金額をお支払いいただきます。（下の図参照）

【介護給付費・訓練給付費の場合】



左側の図に「①生活保護」などと書いてありますが、これは負担上限（月）額を算定する際の区分になります。この区分は利用者本人の属する世帯の収入などに応じて、以下の5つに分類されます。

なお、「障がい者本人の属する世帯」とは基本的には障がい者及び配偶者となりますが、20歳未満の施設入所支援利用希望者は異なりますので、詳しくは鹿角市福祉課地域福祉班にお問い合わせください。

<表1>

区分	名称	概要	負担上限(月)額
①	生活保護	生活保護受給世帯	0円
②	低所得1	市町村民税非課税世帯であって、収入が80万円以下	0円
③	低所得2	市町村民税非課税世帯であって、②に該当しない	0円
④	一般1	市町村民税課税世帯であって、ア又はイに該当し、市町村民税所得割額が16万円未満	ア 居宅で生活 9,300円
			イ 20歳未満の施設入所者 9,300円
⑤	一般2	市町村民税課税世帯であって、④に該当しない	37,200円

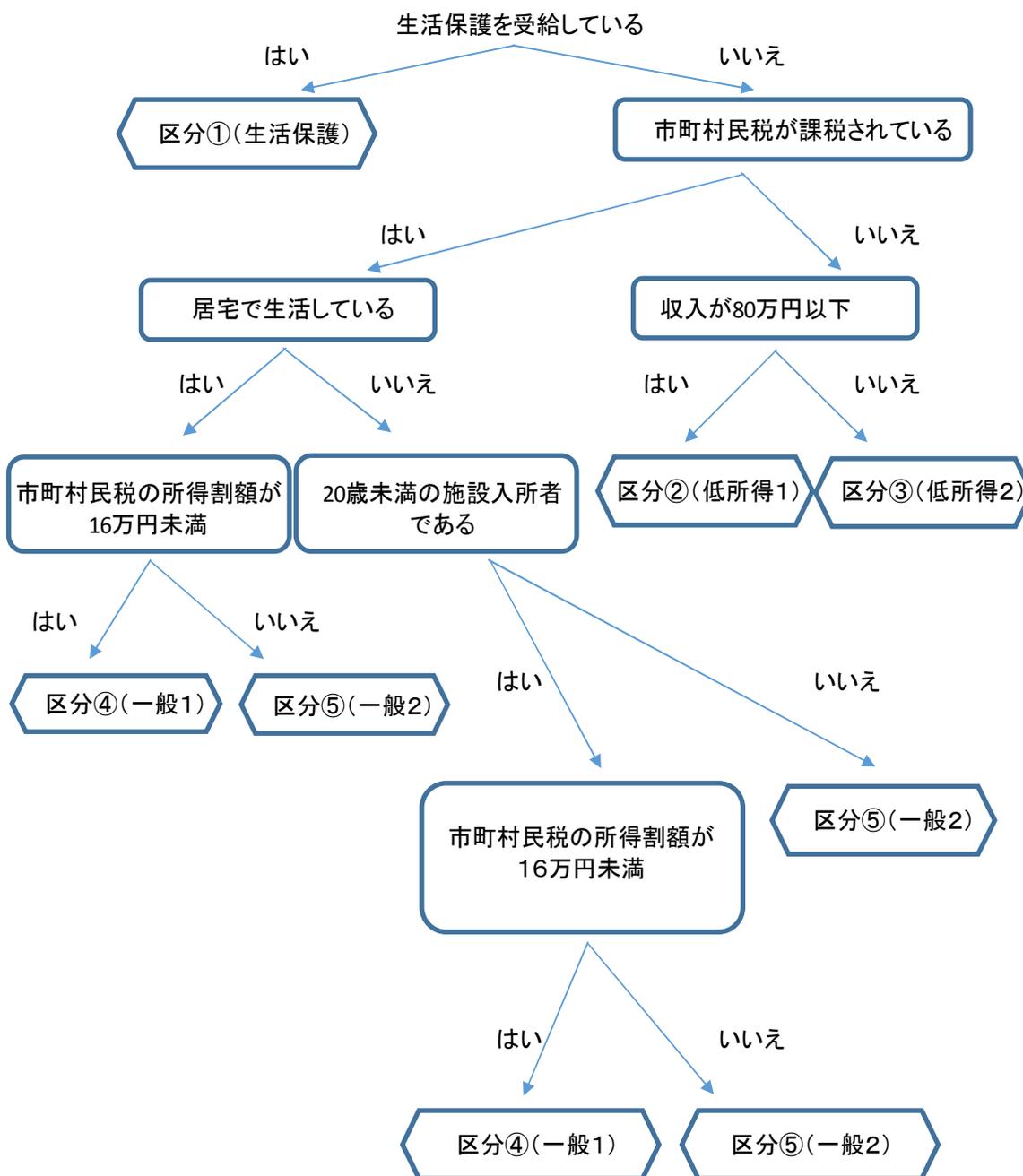
例1) <表1>の区分④に該当する方が、1か月に100,000円分の障害福祉サービスを受けた場合

⇒負担上限月額が9,300円、障害福祉サービスの一割は10,000円となるので、この利用者は9,300円を負担することになります。

例2) <表1>の区分④に該当する方が、1か月に50,000円分の障害福祉サービスを受けた場合⇒負担上限月額は9,300円、障害福祉サービスの一割は5,000円となるので、この利用者は5,000円を負担することになります。

ご自身が①～⑤のどの区分に該当するかは、次のフローチャートでご確認ください。

《負担上限（月）額区分早見表》



※収入については利用者本人および配偶者の収入で設定します。

さらに、施設に入所している所得の低い方については、食事・光熱水費の実費負担を軽減するため「補足給付」を支給します。この補足給付は支給決定時の入所者の年齢や収入に応じて支給されます。

①支給決定時に20歳以上…生活保護、低所得1, 2に該当していれば支給されます。

②支給決定時に20歳未満…すべての所得区分の方が対象となります。

(ただし保護者などの世帯の所得区分で決定となります。)

また、グループホームの入居者で生活保護、低所得1, 2に該当する場合、月額1万円(家賃が1万円を下回る場合は家賃全額)が支給されます。

(2) 受給者証の更新手続き

障害福祉サービスを利用している場合、「福祉サービス受給者証」というクリーム色の受給者証が発行されます。この受給者証には利用者のお名前、住所をはじめ、どのような障害福祉サービスを、どのくらいの費用負担で、何日間利用できるのかなどの情報が記載されています。

この受給者証は毎年、利用者の誕生月に更新を迎えますので、更新時期が近くなったら、申請の案内通知を郵送します。(これを「福祉サービス受給者証」の更新といいます。)

※利用者の誕生月より先に、障害支援区分の認定期間の終了月が来た場合は、その際の更新は認定期間終了月に基づくことになります。

なお、施設入所の方の更新は毎年6月になりますので、更新時期が近くなったら申請の案内通知を郵送します。

この「福祉サービス受給者証」の更新の手続きには、次のものが必要になります。

- ・申請書(鹿角市福祉課地域福祉班から送付します)
- ・印鑑(認印可、ゴム印・スタンプ不可)
- ・個人番号(マイナンバー)カードまたは個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- ・福祉サービス受給者証
(現在お使いのものです。紛失・汚損などの場合は、申請時に申し出ください。)
- ・前年の1月～12月までの収入がわかるもの

※「収入がわかるもの」につきましては、1月1日に鹿角市にお住いの方であれば、鹿角市役所でお調べできる場合があります。しかし、1月1日に鹿角市以外の他市町村にお住いの方は、鹿角市では収入状況についてお調べすることができません。この場合、1月1日にお住まいであった市町村から「所得課税証明」をお取り寄せいただき、ご提出いただくこととなります。

例) 平成28年6月の更新手続きの場合

⇒平成28年1月現在、鹿角市以外のA市に住んでいた方は、平成27年中の収入に対する所得課税証明をA市よりお取り寄せいただき、ご提出いただくこととなります。

5 障がい児向け障害福祉サービス利用までの流れ

相談・申請



サービス利用調査・会議



支給決定



契約



サービス利用

・障がいをお持ちのお子さんについて困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合は、鹿角市福祉課地域福祉班か相談支援事業所に相談しましょう。

・利用したいサービスが決まりましたら、鹿角市福祉課地域福祉班で申請用紙に必要な事項を記載して申し込みます。

※印鑑（認印可、ゴム印・スタンプ印不可）、前年度に鹿角市民でない場合は課税・非課税証明書、年金額など収入がわかる書類、お子さん及び保護者の方の個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）が分かるものが必要になります。

・相談支援事業所の相談支援専門員があなたのところにやってきて、お子さんのできることや、生活の中での困りごとなどを聞き取ります。その上で、保護者や支援関係者があつまってサービス利用会議を開き、お子さんへの支援内容や計画を決めます。

・使いたいサービスの希望を鹿角市福祉課地域福祉班に伝えます。同時に、相談支援事業所にも使いたいサービスを伝えて「サービス等利用計画」を作成します（計画相談支援）⇒14ページ参照
・鹿角市にサービス等利用計画を提出し、サービスの支給が決定すると「福祉サービス受給者証」が送られてきます。

・サービスを提供してもらう事業所を選びます。
・事業所が決まりましたら、事業所と契約を結びます。
・説明がわからない時は、わかるまで聞いてください。

・受給者証を提示してサービスを利用します。
・サービス内容の変更は鹿角市福祉課地域福祉班か、相談支援事業所に相談してください。



6 障がい児向け障害福祉サービスの種類と内容

障がいをお持ちのお子さんに、成長の発達を促したり集団生活などを送れる訓練を行う施設に通所し、支援を受けます。また、幼稚園・保育所に通園・通所または小学校に通学している障がいをお持ちのお子さんの創作的な活動や学習・余暇の場を提供したり、お子さんが通う幼稚園・保育所・小学校などを訪問して集団生活への適性などを支援します。利用したいサービスを提供している事業所に連絡をとり、契約を結んで利用することになります。（別添「障害福祉サービス事業所一覧」をご参照ください。）

サービスの名称	認定調査の有無	区分認定の有無
1. 児童発達支援事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方**：肢体不自由、知的障害、精神障害をお持ちの児童（未就学児）。発達障害児、重度心身障害児も含まれます。なお、療育手帳の所持の有無は問いませんが、児童相談所などの関係機関や医師等から療育が認められた児童が対象となります。

●**サービスの内容**：障がいをお持ちのお子さんが日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応できる必要な指導・訓練を行います。

主な例1：利用する児童（未就学児）は、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能を学んだり、集団生活への適応訓練などの、療育に必要な支援を受けます。（福祉型児童発達支援センター）

主な例2：利用する児童（未就学児）のうち、上肢・下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療的な児童発達支援及び治療に必要な支援を行います（医療型児童発達支援）。

サービスの名称	認定調査の有無	区分認定の有無
2. 保育所等訪問事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方**：肢体不自由・知的障害、精神障害をお持ちの児童（未就学児）。発達障害児、重度心身障害児も含まれます。なお、療育手帳の所持の有無は問いませんが、児童相談所などの関係機関や医師等から療育が認められた児童が対象となります。

●**サービスの内容**：障がいをお持ちのお子さんが通う幼稚園・保育所・小学校などを訪問して集団生活への適応などを支援します。

主な例…利用する児童が通う、幼稚園・保育所・小学校などを訪問して、集団生活への適応などの面での専門的な知識や療育に必要な支援を行います。

サービスの名称	認定調査の有無	区分認定の有無
3. 放課後等デイサービス事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方**：肢体不自由・知的障害、精神障害をお持ちの小学校や支援学校に通学中の児童（就学児）及び生徒。発達障害児、重度心身障害児も含まれます。なお、療育手帳の所持の有無は問いませんが、児童相談所などの関係機関や医師等から療育が認められた児童が対象となります。

●**サービスの内容**：障がいをお持ちの小学校や支援学校に通学中の児童（就学児）及び生徒が、放課後や夏休みなどの長期休暇期間において、継続的な生活能力の向上を支援したり創作的な活動や学習・余暇の場を提供します。

主な例…利用する児童（就学児）及び生徒が、放課後や夏休みなどの長期休暇期間において、継続的な生活能力の向上を支援したり創作的な活動・余暇の場の提供を受けます。

サービスの名称	認定調査の有無	区分認定の有無
4. 短期入所事業	認定調査 なし	区分認定 なし

●**利用できる方**：肢体不自由・知的障害、精神障害をお持ちの小学校や支援学校に通学中の児童（就学の有無は問いません）及び生徒。発達障害児、重度心身障害児も含まれます。なお、療育手帳の所持の有無は問いませんが、児童相談所などの関係機関や医師等から療育が認められた児童が対象となります。また、事前に利用希望施設の見学や相談をしておく、いざ利用することになったときにスムーズです。

●**サービスの内容**：障がいをお持ちのお子さんの保護者が、体調不良や冠婚葬祭等の理由により家庭でのケアが困難になった場合に、必要な支援を行います。

主な例…利用する児童（就学児）及び生徒は、介護する人が病気などで不在になる短期間、施設で入浴・排泄・食事の介助などの、身の回りの介護を受けます。



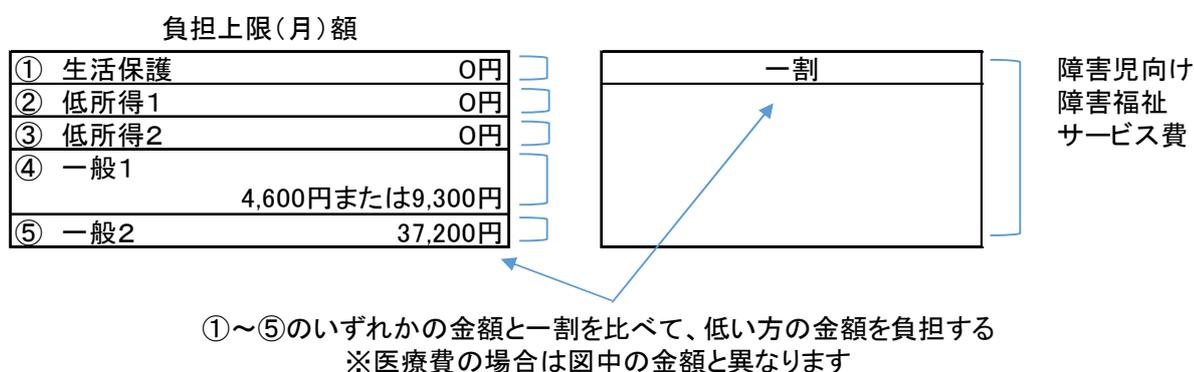
7 障がい児向け障害福祉サービスの利用料・受給者証

(1) 利用者負担の上限額

障がい児向け障害福祉サービスの利用にあたり、サービス料をお支払いいただく場合があります。この「サービス料」を「利用者負担」と呼んでいます。「利用者負担」は、所得に応じて上限が設定されています。

これを「負担上限（月）額」と呼び、この「負担上限（月）額」と障害福祉サービスの費用の一角に相当する額を比較し、低い方の金額をお支払いいただきます。（下の図参照）

【介護給付費・訓練給付費の場合】



左側の図に「①生活保護」など書いてありますが、これは負担上限（月）額を算定する際の区分になります。この区分は障がいをお持ちのお子さんの属する世帯の保護者の収入などに応じて、以下の5つに分類されます。

なお、「障がい者本人の属する世帯」とは基本的には障がいをお持ちのお子さんの保護者となりますが、20歳未満の施設入所支援利用希望者は異なりますので、詳しくは鹿角市福祉課地域福祉班にお問い合わせください。

<表2>

区分	名称	概要	負担上限（月）額
①	生活保護	生活保護受給世帯	0円
②	低所得1	市町村民税非課税世帯であって、収入が80万円以下	0円
③	低所得2	市町村民税非課税世帯であって、②に該当しない	0円
④	一般1	市町村民税課税世帯であって、ア市町村民税所得割額が28万円未満	ア 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
			イ 入所施設利用の場合 9,300円
⑤	一般2	市町村民税課税世帯であって、③に該当しない	37,200円

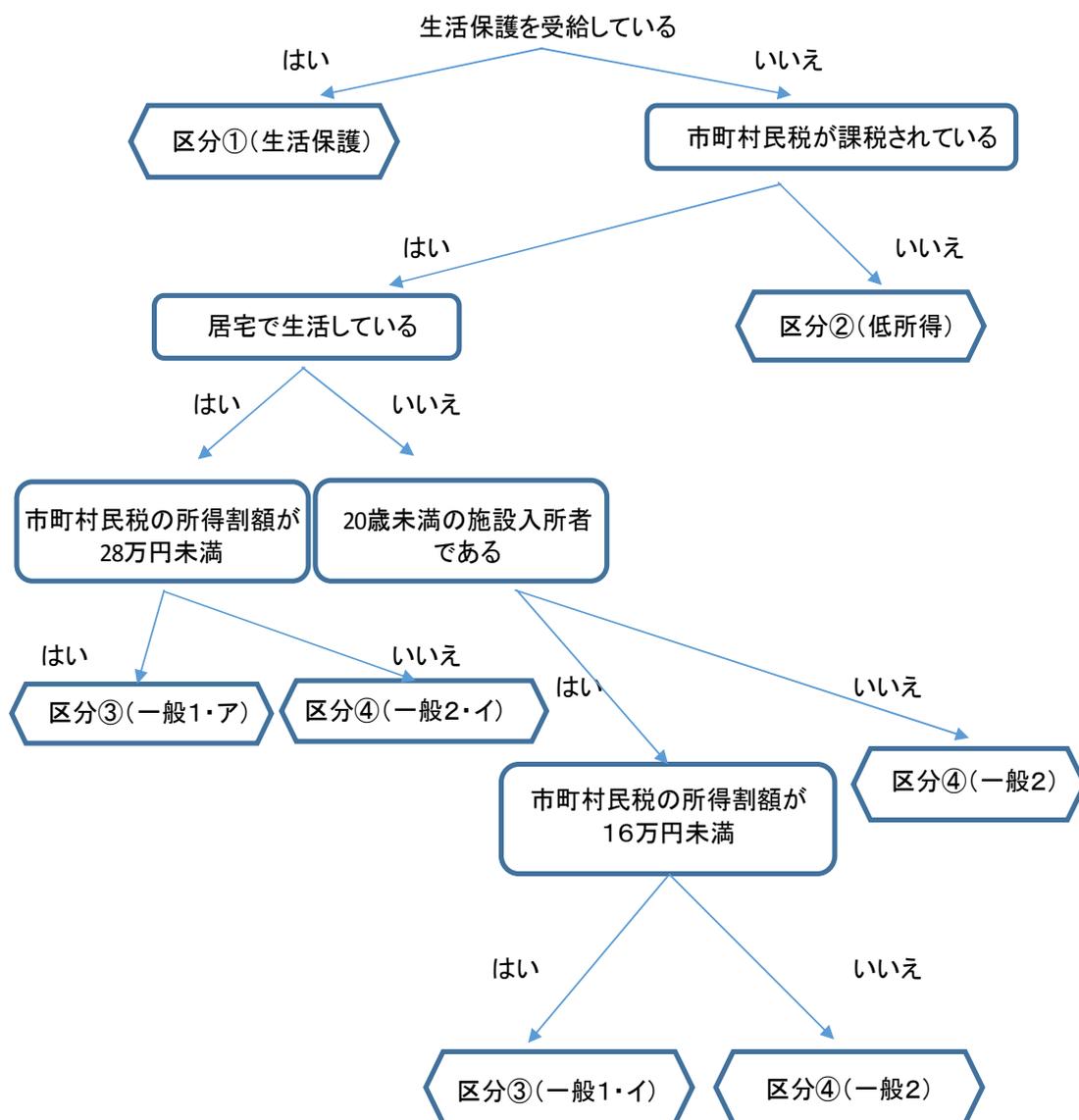
例1) <表1>の区分③に該当する障がいをお持ちのお子さんの保護者が、一か月に100,000円分の通所施設の障がい児向け障害福祉サービスを受けた場合⇒負担上限月額は4,600円、障がい児向け障害福祉サービスの一割は10,000円となるので、この利用者は4,600円を負担することとなります。

例2) <表1>の区分③に該当する障がいをお持ちのお子さんの保護者が、一か月に50,000円分の入所施設利用の障がい児向け障害福祉サービスを受けた場合⇒負担上限月額は9,300円、障がい児向け障害福祉サービスの一割は5,000円となるので、この利用者は5,000円を負担することとなります。

障がいをお持ちのお子さんの保護者が①～⑤のどの区分に該当するかは、次のフローチャートでご確認ください。

《負担上限（月）額区分早見表》

※収入については利用者本人（支給決定者または保護者）の属する世帯で設定します。



（２）受給者証の更新手続き

障がい児向け障害福祉サービスを利用している場合、「福祉サービス受給者証」というクリーム色の受給者証が発行されます。この受給者証にはサービスを利用するお子さんと保護者の方のお名前、住所をはじめ、どのような障害福祉サービスを、どのくらいの費用負担で、何日間利用できるのかなどの情報が記載されています。

この受給者証は毎年、利用者の誕生月に更新を迎えますので、更新時期が近くなったら、申請の案内通知を郵送します。（これを「福祉サービス受給者証」の更新といいます。）

なお、施設入所の方の更新は毎年６月になりますので、更新時期が近くなったら申請の案内通知を郵送します。

この「福祉サービス受給者証」の更新の手続きには、次のものが必要になります。

- ・申請書（鹿角市福祉課地域福祉班から送付します）
- ・印鑑（認印可、ゴム印・スタンプ不可）
- ・お子さんおよび保護者の個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- ・福祉サービス受給者証
（現在お使いのものです。紛失・汚損などの場合は、申請時に申し出ください。）
- ・前年の１月～１２月までの収入がわかるもの

※「収入がわかるもの」につきましては、１月１日に鹿角市にお住いの方であれば、鹿角市役所でお調べできる場合があります。しかし、１月１日に鹿角市以外の他市町村にお住いの方は、鹿角市では収入状況についてお調べすることができません。この場合、１月１日にお住まいであった市町村から「所得課税証明」をお取り寄せいただき、ご提出いただくこととなります。

例）平成２８年６月の更新手続きの場合

⇒平成２８年１月現在、鹿角市以外のＡ市に住んでいた方は、平成２７年中の収入に対する所得課税証明をＡ市よりお取り寄せいただき、ご提出いただくこととなります。

作成：鹿角市 健康福祉部 福祉課 地域福祉班

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字下花輪50

電 話：0186-30-0647

ファックス：0186-22-2044